スマートムーブ通動月間 10月1日~10月31日

参加企業・団体を募集しています

マイカー通勤の方も参加できます!

スマートムーブとは、その時の状況に応じて、環境に優しい移動方法 を選択するライフスタイルのことです。

例えば

- 電車やバスを積極的に利用しよう
- 近い場所へは徒歩・自転車で
- 自動車の運転はエコドライブで



スマートムーブ通勤月間とは、10月1日~31日までの間、СО₂排出量の削減に向け

5日以上「ノーマイカー通勤」や「エコドライス

にチャレンジしてもらう取組です。

5つ以上のポイントを 実施すればOK ,oC

エコドライブ 10 のすすめ

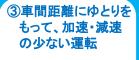
出典:エコドライブ普及連絡会

①自分の燃費を 把握しよう



②ふんわりアクセル 「eスタート」

最初の5秒で時 速20㎞が目安





④減速時は早 📭 めにアクセル を離そう



⑤エアコンの 使用は適切に

エアコンは冷却・除 湿用。暖房のみ必 要な場合は、エア



⑥ムダなアイドリング はやめよう



⑦渋滞を避け、 余裕をもって 出発しよう。



8タイヤの空気圧から 始める点検・整備



⑨不要な荷物はおろ



⑩走行の妨げとなる 駐車 はやめましょう



詳細・お申込は QRコード又は裏面のとおり





込 9/28 (火)

令和3年度スマートムーブ通勤月間の参加方法

詳しくは、県ホームページ掲載の「令和3年度スマートムーブ通勤月間実施要領」を御確認ください。

申込み〆:9月28日(火) Step(1) 参加登録

- ●下記の「令和3年度スマートムーブ通勤月間参加登録書」をメール又はFAXで県へ提出してください。 様式は下欄を御利用いただくか、県ホームページからダウンロードしてください。
 - 参加登録受付後、スマートムーブ通勤月間参加事業所用ポスターをお送りします。
 - ※部署単位(1名~)でも参加が可能です。

Step(2)

周知

事業所内で、社員・職員等の皆様に、スマートムーブ通勤月間への参加を周知しましょう。

Step(3)

実践

●10月1日~31日までの1か月間のうち、<mark>5日以上</mark>スマートムーブ通勤に取り組みましょう!

マイカー通勤の方 次の①、②の取組を合わせて5日以上実践しましょう!どちらか一方だけでもOKです。

- ①マイカー通勤をできるだけ控え、電車やバス・自転車・徒歩などの「ノーマイカー通勤」に取り組む。
- ②ノーマイカー通勤が困難な場合、「エコドライブ通勤」に取り組む。

(エコドライブ通勤 = 「エコドライブ10のすすめ」から5つ以上のポイントを実践すればOK!)

普段から、電車やバス・自転車・ 徒歩で通勤している方

普段どおり、引き続きノーマイカー通勤の実践をお願いします!

Step4 実績報告

●事業所分を取りまとめ、「実績報告書」(エクセルファイル)に入力し、11月12日(金)までにメール又 はFAXで県へ提出してください。「実績報告書」様式は県のホームページからダウンロードできます。

スマートムーブ通勤アワード

●参加事業所の中から、優れた取組を行った事業所を令和3年度に青森市内で開催予定の表彰式において表 彰します。工夫した取組については「実績報告書」へ記載してください。

お問い合わせ:青森県環境生活部環境政策課地球温暖化対策グループ 青森県庁HP

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL:017-734-9243

スマートムーブ通勤月間 検索 🕳

kankyo@pref.aomori.lg.jp FAX 017-734-8065 E-mail 青森県環境生活部環境政策課 行き

令和3年度スマートムーブ通勤月間 参加登録書

事業所名					
事業所 所在地	₸				
担当者 所属部署		担当者 氏名			
電話番号		FAX番号			
E-mail				参加予定人数	名
事業所名 の公表	□ 希望する □ 希望しない	※どちらかにチェックしてください。			